

## 1 地域密着型通所介護の移行に当たっての留意事項

### (1) 地域密着型通所介護へ移行する場合

平成28年3月31日時点で定員18人以下の通所介護事業所は、地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされますので、特段の手続は不要です。

平成28年3月31日以前の既存の利用者（介護予防通所介護の利用者は除く）については、それぞれの保険者（市町村）から指定を受けたものとみなされます。平成28年4月以降に所在市町村以外の新規利用者（住所地特例対象者は除く。）に対してサービス提供する場合は、当該保険者（市町村）の指定を受ける必要があります。

介護予防通所介護の指定については、引き続き県で行います。介護予防通所介護の指定、更新指定の申請、変更届出書は、これまでどおり保健福祉事務所に提出してください。（介護予防通所介護の指定有効期限は平成30年3月31日までとなります。）

### (2) 定員増（減）により地域密着通所介護に移行しない（する）場合

定員を19人以上に変更して指定通所介護事業所として継続する場合は、運営規程の変更が必要となりますので、**平成28年3月31日（木）まで**に変更届出書を所管の保健福祉事務所に提出してください。（平成28年4月1日以降に19人以上に定員を変更する場合は、地域密着型通所介護のみなし指定の適用となりますので、地域密着型通所介護事業所を廃止し、通所介護の指定を再度受ける必要があります。）

定員19人以上の通所介護事業所が、定員を18人以下に減らして地域密着型通所介護に移行する場合も、**平成28年3月31日（木）まで**に変更届出書を所管の保健福祉事務所に提出してください。（平成28年4月1日以降に18人以下に定員を変更する場合は、みなし指定の適用となりませんので、通所介護事業所を廃止し、市町村から地域密着型通所介護の指定を受ける必要があります。）

※ 定員増にあたっては、人員及び設備の基準に適合していることが必要となります。

構造の変更（食堂及び機能訓練室の増改築等）が伴う場合は、事前に所管の保健福祉事務所に協議してください。

### (3) 他の通所介護事業所のサテライト事業所へ移行する場合

他の通常規模・大規模通所介護事業所のサテライト事業所に移行する場合、サテライト事業所となる通所介護事業所については、指定不要の申出書、廃止届出書を提出してください。

本体事業所となる通所介護事業所については、サテライト事業所設置のための運営規程の変更が必要となりますので、変更届出書を所管の保健福祉事務所に提出してください。

※ サテライト事業所への移行は一体的なサービスの提供が求められますので、本体事業所となる通所介護事業所は同一法人に限られます。

### (4) サテライト型小規模多機能型居宅介護への移行

サテライト型小規模多機能型居宅介護への移行にあたっては、市町村から小規模多機能型居宅介護の事業所として指定を受ける必要があります。現在の通所介護事業所は廃止となりますので、指定不要の申出書、廃止届出書を提出してください。

宿泊室の設置については、平成30年3月31日まで経過措置がありますが、小規模多機能型居宅介護の人員、設備及び運営の基準は市町村条例に基づきますので、指定申請を行うにあたっては関係市町村と事前に相談してください。

## 2 介護報酬の算定について

通所介護費の算定については、小規模型通所介護費（平均利用延利用者数300人以下）がなくなり、平均利用延利用者数300人以下の事業所は平成28年4月サービス提供から通常規模型通所介護費（平均利用延利用者数750人以下）を算定することとなります。大規模型通所介護費Ⅰ、大規模型通所介護費Ⅱは現行どおりです。

定員19人以上で小規模型通所介護費を算定していた事業所は、規模別区分が変更となりますので、3月中に保健福祉事務所に介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出してください。

地域密着型通所介護費の算定は、平均利用延利用者数にかかわらず地域密着型通所介護費（これまでの小規模型通所介護費）を算定することとなります。

地域密着型通所介護事業所に移行する事業所は、平成28年4月以降の届出先は保健福祉事務所から市町村に変更となりますが、4月からサービス提供体制強化加算等の加算を算定するための介護給付費算定に係る体制等に関する届出書については3月15日まで、平成28年度介護職員処遇改善計画書は2月29日までに管轄の保健福祉事務所に提出してください。

※ 地域密着型通所介護事業所に移行の対象とならない通所介護事業所については、これまでどおり（参考計算様式1）規模別報酬計算書により前年度の平均利用延人員数を算出し、規模が変わる場合は3月中に保健福祉事務所に介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出してください。

## 3 地域密着型通所介護の人員、設備及び運営の基準について

地域密着型通所介護の人員、設備及び運営の基準については、市町村の条例で定める基準によりますが、市町村の条例が施行されるまでは厚生労働省令で定める基準が市町村の条例で定められた基準とみなされます。各市町村の条例制定状況、独自基準等については、それぞれの市町村に確認してください。

地域密着型通所介護の運営に関する基準には、通所介護の基準にはない運営推進会議を設置し活動状況を報告する必要がありますので、地域密着型通所介護に移行する事業所については、運営推進会議の設置に遺漏のないよう願います。

## 4 避難先での仮設事業所の取扱いについて

原発事故により避難先の仮設事業所等で運営している定員18人以下の通所介護事業所については、避難前の事業所所在市町村の地域密着型通所介護事業所として取り扱いますので、平成28年4月以降に避難先の市町村の被保険者に対して新規にサービス提供する場合は、避難先の市町村の指定を受ける必要がありますのでご注意ください。